

前橋市建設工事設計審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、市が執行する建設工事（以下「工事」という。）に係る設計審査に関し必要な事項を定めることにより、公共事業の適正化及びコスト縮減の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定める。

(1) 設計審査とは、適正な工事の執行を図るため、設計図書等の妥当性、経済性、安全性等について行う審査をいう。

(2) 設計担当課長とは、実施設計を担当する課（所）の長をいう。

(審査対象)

第3条 設計審査の対象は、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 当初設計金額が3,500万円以上の土木工事

(2) 当初設計金額が5,000万円以上の営繕工事

(3) 第1号又は第2号に該当する工事のうち、現契約の金額に対して10パーセント以上の増減額の設計変更が生じる工事

(4) その他、工事内容等を勘案し設計担当課長が特に設計審査が必要と認める工事
(審査を省略することができる工事)

2 前項に規定する工事のうち、次に掲げる工事は設計担当課長の判断により設計審査を省略することができる。

(1) 機械及び電気設備の機器または盤単体のみ交換する工事

(2) 機器及び電気設備の分解点検及び消耗品を交換する工事

(3) 技術的難易度の低い工事

(審査手続)

第4条 設計担当課長は、前条に規定する工事の発注手続を行うときは、あらかじめ設計審査を受けなければならない。

2 前項による設計審査の手続きは、設計審査依頼書に当該設計図書等を添付し、設計審査担当者と事前に協議した場合を除き、次の各号に定める期日までに契約監理課長に提出しなければならない。

(1) 当初設計の設計審査については、予定する契約依頼の締切日から起算して土曜、日曜及び休日を除いた15日前

(2) 設計変更に伴う設計審査については、変更契約予定日から起算して土曜、日曜及び休日を除いた10日前

(設計審査)

第5条 契約監理課長は、設計審査依頼書の提出があったときは、次の各号に掲げる

事項について設計審査を行わなければならない。

- (1) 設計及び積算の妥当性及び経済性
- (2) 設計図書の統一性
- (3) 工期設定の合理性及び効率性
- (4) 工事施工の安全性

(審査結果)

第6条 契約監理課長は、前条の規定による設計審査の結果を設計審査結果通知書により設計担当課長に通知しなければならない。

2 設計担当課長は、設計審査結果通知書に設計図書の修正等について意見事項のあるときは、設計審査回答書により回答し、契約監理課長の承認を受けなければならない。

(書類の作成方法)

第7条 第3条に規定する工事の施工について起案を行う際は、当該工事に係る設計審査結果通知書又は設計審査結果通知書及び設計審査回答書を添付しなければならない。

(書類の様式)

第8条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 設計審査依頼書
- (2) 設計審査結果通知書
- (3) 設計審査回答書
- (4) 設計審査省略理由書

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 設計審査における事務取扱いは廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。